

【1984年1月24日】基礎年金の導入等に伴う改正について（答申）

社会保険審議会

社会保険審議会答申

昭和五十九年一月二十四日

昭和五十八年十一月二十八日厚生省発年第二十四号をもって諮問のあった国民年金法の改正による基礎年金の導入等に伴う、厚生年金保険法及び船員保険法の一部改正については、別紙のとおり答申する。なお、船員保険の職務上年金に関する部分については、別途答申する。

今回の諮問案は、全国民に共通する基礎年金を導入することにより、公的年金制度の一元化を進め、制度間の不均衡を是正し制度全体の整合性を確保するための基盤を整備するとともに、被用者世帯における夫婦世帯と単身世帯の給付水準の分化、婦人の年金権の確立及び給付と負担の適正化を図ることを主たる内容としている。これらは昨年七月当審議会厚生年金保険部会が提出した意見に沿ったものである。また、障害者の年金保障についても、画期的な改善がなされている。

高齢化のピークを迎える二十一世紀においても年金制度を健全、かつ、安定的に運営していくためには、社会経済全般の情勢変化を的確に踏まえつつ、長期的展望に立った対応が必要である。上記改正内容は、いずれもそのために欠くことのできない措置であり、諮問案については、基本的に了承するので、その早期実現に努められたい。

次の各事項については、なお検討を要する点もあるので、以下、順を追って意見を述べる。

制度体系

基本年金は、全国民を対象にしてこそ、その真価を発揮できるものである。共済年金制度についても、仕組みの違い等から検討を要する点は多々あるにしても、今回改正の趣旨に沿った関係整理を行うよう、昭和六十一年四月を目途に、政府は、格段の努力をすべきである。

なお、基礎年金の財源としては、全額税方式によるべきであるとする意見(総評を代表する委員)があった。

給付と負担

給付と負担については、年金制度の安定と世代間の公平を確保するため、今後とも、

必要に応じ、見直しを行うべきである。

子なしの寡婦に対する遺族年金、三級の障害年金及び妻が基礎年金を受給するまでの間の世帯の年金については、急激な給付水準が変更にならないようにすべきであるとの意見(被保険者側)と、給付を必要度に応じて重点化し、また、給付水準については長期の経過措置が講じられていることから、この給付設計は妥当と認められるとの意見(事業主側・公益側)があった。

夫婦世帯の年金水準は妥当であるが、単身世帯の水準が低すぎるのではないかとの意見(被保険者側)があったが、夫婦世帯と単身世帯の水準分化を図ることについては、昨年七月の意見書において強く要請したところであり、諮問案の給付設計は、この要請を満たしつつ、適正な被用者世帯の年金水準を確保していくためには適切なものであるとの意見(事業主側・公益側)があった。

各種特例の見直しについては、さまざまな経過措置が講じられているが、法制化にあたっては、急激な変化を避けるよう、きめ細かな配慮をすべきである(被保険者側)。

スライドの実施時期を四月に改めることについては評価するが、スライドの指標については、さらに検討すべきである。

女子の毎年の保険料率の引上げ幅については、負担の急激な増大を避けるため、配慮を加えるべきであるとの意見(被保険者側)と、諮問案に即して、できるだけ速やかに保険料率の男女差の解消を図るべきであるとの意見(事業主側・公益側)があった。

国庫負担の基礎年金への集中は妥当な措置と考えるが、これによって国庫負担が減少することのないよう、配慮すべきである(被保険者側)。

国民年金についても所得比例制導入の可能性について、政府は、今後の課題として検討すべきである。

その他

障害年金の事後重症制度の改善については、関係者の期待が大きく、緊急度も高いので、一刻も早く実施すべきである。

基礎年金の導入に伴い、いわゆる五人未満事業所等の被用者を厚生年金保険に適用する必要性は一層高まるので、その前進を図るための具体的な方策を今回改正において講ずるとともに、その実施に必要な事務処理体制の整備を図るべきである。

また、パートタイマーについても、引き続き就労の実態に即した適用の確保を図るべきである(被保険者側)。

新制度への移行にあたり、できるだけ無年金者が生ずることのないよう、配慮すべきである(被保険者側)。

年金積立金は、労使の保険料の集積であり、その運用収入は年金の支払いに充てられる重要な財源であることにかんがみ、その管理運用については、昨年七月の意見書の趣旨に沿い、改善に努めるべきである。

年金審議会の設置にあたっては、関連審議会との関係にも配慮しながら、その構成、所掌事務を定めることとされたい。

今回の改正は、かつてない大幅なものであるので、国民の十分な理解と協力を得られるよう、広報、啓蒙に特段の努力を払われたい。

諮問案に対する当審議会の意見は上記のとおりであるが、この際、諮問案に関連して特に当審議会の意見を述べておきたい。

人口の高齢化、産業構造・就業構造の変化による社会経済の構造変動に対応して、雇用、社会保障、住宅、税制その他各般にわたる社会経済全体の新たなフレーム作りに、政府は、なお一層努力するよう要望する。

年金制度の長期的な維持、安定の上で最大の阻害要因はインフレーションであり、政府は、この点に配慮した経済運営に、一層努力すべきである。

老後の生活設計における個々人の多様なニーズに応えていくためには、公的年金を基礎としつつも、これに自助努力を適切に組み合わせていくことが望ましく、このために必要な配慮に欠けることがないよう付言しておきたい。